

<別添1> 関税割当運用（概要）

1. 一般的要件（抜粋）
 - ・ 抱き合わせの禁止
 - ・ 季節的な制限の禁止
 - ・ 関割対象産品の一部品目の輸入を排除するような運用、加工品や最終消費者への販売のための輸入を制限するような運用の禁止
2. 具体的要件（抜粋）
 - ・ 関税割当数量は、年度開始の十分前に輸入者に配分されなければならない。
 - ・ 関税割当を申請した、小売業者、およびその他の実需者に関し、いかなる制限も課してはならない。また、枠の利用を妨げるような条件、手続を課してはならない。
 - ・ 利用されなかった関税割当数量は、再配分されなければならない。
3. この規定は、国家貿易企業によって運用される関税割当にも適用される。

<別添2> 輸入国家貿易企業（概要）

- ・ 加盟国は、輸入国家貿易企業が、WTO協定と整合的に運営されることを確保する。
- ・ 加盟国は、政府の輸入企業が、市場アクセスの譲許及び非関税障壁に関する約束の利益を無効にしたり損うように運営されないことを確保する。
- ・ 政府の輸入企業を設立又は維持する加盟国は、当該政府輸入企業が、農業委員会が定める様式及び間隔で、当該企業の運営についての関連情報を通報する。

<別添3> 輸出信用規律（概要）

- ・ 期間・支払条件
 - ・ 最長償還期間：6ヶ月／180日（繁殖牛、農業用植物の種子等、開発途上国向け農産物輸出等については別途規定）
 - ・ 最低貸出金利：市場利率＋利ざや（spread）以上（公的金融助成の場合）
- ・ 規律に適合しない輸出信用
 - ・ 農業協定上輸出補助金に含まれ、削減対象とする
 - ・ 助成金額の削減約束：当該年に供与される規律に適合しない輸出信用による助成金額の最大水準を削減
 - ・ 輸出量の削減約束：当該年において規律に適合しない輸出信用が供与された農産物の最大輸出量を削減
 - ・ 償還期間の削減：実施期間中助成を受ける規律に適合しない輸出信用の償還期間の最大の長さを逡減
- ・ 非常時の例外
 - ・ 非常時の定義：加盟国経済及び財政における突然かつ重大な悪化
 - ・ 非常時においては、新規律よりも緩やかな与信条件の供与を輸出国に要請できる。
- ・ 特別のかつ異なる待遇（S & D）
 - ・ 償還期間：長期の償還期間（[] ヶ月まで）

<別添4> 農業協定第10条4項<食料援助> (概要)

- ・現物であるか、食料購入のための財政的贈与であるかに拘わらず、国際食料援助を供与する加盟国は、次のことを確保する。
 - ・自然災害等から生じる緊急時又は重大な食料ニーズに対応するための食料援助の場合には、かかる援助が、国際連合食料援助専門機関、他の地域的・国際的な政府機関、若しくは非政府の人道組織等からのアピールに応えるためのものか、又は、自然災害直後の食料需要を満たすための緊急食料援助のための二国間での要求に応えるためのものとして、贈与されること。
 - ・食料援助は、完全に無償によってのみ供与されること。
- ・加盟国は、食料援助実施の産品、数量、目的地、経路、その他の関連する条件及び食料援助の供与形態について通報する。
- ・上記要件に合致しない食料援助取引は、輸出補助金削減約束の回避と見なされる。

<別添5> 輸出国貿易企業 (概要)

- ・加盟国は、輸出国貿易企業が、WTO協定と整合的に運営されることを確保する。
- ・加盟国は、輸出補助金に係る約束を迂回するような方法で、政府の輸出企業が運営されないことを確保する。この目的のために、加盟国は以下を約束する。
 - (i)政府輸出企業による輸出が、国内生産者に対する当該企業の支払い価格よりも安い価格で行われないことを確保する
 - (ii)農産物の輸出に関心を有する他の者の権利を制限しない
 - (iii)ある農産物の全輸出のうちかなりのシェアを輸出している政府輸出企業に対して、政府の助成金等を含む特別の財政的特権を認めない
- ・政府輸出企業を設立又は維持する加盟国は、農業委員会が定める様式及び間隔で、当該企業の運営についての関連情報を通報する。

<別添6> 農業協定付属書2<緑の政策> (概要)

- ・デカップリング支払等に係る基準期間の固定及びその通報
- ・環境に係る施策による支払の拡大（動物愛護を対象とする）

亀井農林水産大臣談話

(2003年4月1日)

1. 昨日(3月31日)までスイスのジュネーブにおいて行われたWTO農業委員会特別会合の結果、ドーハ閣僚宣言に記された期限である3月31日までに農業交渉のモダリティを確立することはできなかった。

2. これに関して、ハービンソン議長は、昨日の公式会合において、「全体として、関税引下げ等の主要論点において各国の立場の隔たりは大きく、現段階において、これだけ離れた立場から何らかの進展を見ることはできない」との認識の下に、現時点でのモダリティ確立はできないとの考え方を示した。

3. 我が国としては、3月中にモダリティを確立すべく、ドーハ閣僚宣言に即した現実的かつ具体的な改革の提案を行うとともに、過大な要求をしている輸出国側に現実的な対応を取るよう粘り強く働きかけてきたところである。

しかしながら、これらの国々が歩み寄りを見せなかったことから、我が国やEU等の連携国とこれら輸出国との間の溝が埋まらなかったものである。このため、誠に残念な事態ではあるが、現段階でモダリティを確立できなかったことはやむをえないと考える。

一方、各国の立場は明確になっており、また、技術的作業も着実に進められ、これまでの交渉が一定の進展を見ていることも事実である。

4. 今後のプロセスとしては、ハービンソン議長は、4月以降も、技術的な事項の検討を継続するとしており、我が国としては、交渉を建設的に進める観点から、これには粛々と対応していく考えである。

更に、9月にカンクンで開催される第5回WTO閣僚会議に向けては、6月及び7月に農業委員会特別会合が予定されており、これらの会合の機会あるいは各国間の協議を通じて、各国が、できるだけ早くモダリティを確立できるよう、主要分野を中心にお互いに合意できる解決策を探る努力をするというのが各国の共通の認識と理解している。

5. いずれにしても、農業交渉において現実的なモダリティを確立するためには、我が国がこれまで明確に示してきたとおり、非貿易的関心事項を適切に反映しつつ、「品目ごとの柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間のバランス」を確保した内容とすることが不可欠である。このことは、例えば、UR方式による関税削減を過半数のWTO加盟国が支持していることから明白であり、今後の交渉を前進させるためには、この事実が正当に重く受け止められる必要がある。

6. 議長のリモダリティ第1次改訂案の前文に示されているとおり、関税削減方式や国内支持削減方式、最終的な野心の水準等の交渉の要となる事項については加盟国間の交渉によってしか解決できないことは明らかであり、今後関係国とも十分議論を行っていく方針であるが、特に、この関連で、早期の合意実現のためには、野心的すぎる結果を要求している輸出国側が現実的な対応を取ることが不可欠であることを改めて強調したい。

また、我が国は、今次ラウンドが「ドーハ開発ラウンド」と称されていることに示されているとおり、ラウンド全体としての途上国問題の重要性、とりわけ途上国の経済発展にとっての農業交渉の重要性を十分認識しており、途上国の改革努力を促しつつ、途上国の関心事項についても積極的に議論に参加し、貢献していく考えである。

7. 我が国は、ドーハ閣僚宣言に完全にコミットしており、以上のような考え方を基本に、引き続きEUその他のフレンズ諸国等と十分に連携しながら、我が国の主張に対する各国の更なる理解を得る努力を粘り強く継続する考えである。

このような取組みを通じて、我が国が主張する「多様な農業の共存」を基本とする十分にバランスの取れた現実的な合意が形成されるよう、4月以降の農業交渉において引き続き最善を尽くして参りたい。

☆御意見、お問い合わせは以下の「WTO農業交渉ホット・ライン」へお寄せ下さい。
 ☆なお、農林水産省ホームページ、Eメールアドレスは以下のとおりです。
<http://www.maff.go.jp/wto/iken/wt-o-top.html>
wto_goiken@nm.maff.go.jp

担 当 部 局	TEL・FAX
農林水産省国際経済課 国際化対応特別検討室	03-3591-6763 (直) 03-3591-6765 (F)
北海道開発局開発監理部 開発調査課	011-709-2311 (代) 011-709-2352 (直) 011-736-5859 (F)
東北農政局企画調整課 青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島	022-263-1111 (代) 022-263-0564 (直) 022-217-2382 (F)
関東農政局企画調整課 茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、山梨 長野、静岡	048-600-0600 (代) 048-740-0017 (直) 048-600-0602 (F)
北陸農政局企画調整課 新潟、富山、石川 福井	076-263-2161 (代) 076-232-4206 (直) 076-232-4218 (F)
東海農政局企画調整課 岐阜、愛知、三重	052-201-7271 (代) 052-223-4609 (直) 052-219-2673 (F)
近畿農政局企画調整課 滋賀、京都、大阪 兵庫、奈良 和歌山	075-451-9161 (代) 075-414-9036 (直) 075-417-2149 (F)
中国四国農政局 企画調整課 鳥取、島根、岡山 広島、山口、徳島 香川、愛媛、高知	086-224-4511 (代) 086-224-9400 (直) 086-235-8115 (F)
九州農政局企画調整課 福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島	096-353-3561 (代) 096-353-7355 (直) 096-311-5280 (F)
沖縄総合事務局 農林水産部農政課	098-866-0031 (代) 098-862-1459 (直) 098-860-1395 (F)

- ◎農林水産省国際経済課国際化対応特別検討室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
- ◎北海道開発局開発監理部開発調査課
〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
- ◎東北農政局企画調整課
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎
- ◎関東農政局企画調整課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
- ◎北陸農政局企画調整課
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
- ◎東海農政局企画調整課
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
- ◎近畿農政局企画調整課
〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎
- ◎中国四国農政局企画調整課
〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
- ◎九州農政局企画調整課
〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎
- ◎沖縄総合事務局農林水産部農政課
〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル

〔 第1版 平成12年12月28日 〕
 〔 第2版 平成13年 4月16日 〕
 〔 第3版 平成13年 8月20日 〕
 〔 第4版 平成15年 3月 6日 〕

この冊子は環境保護のため
再生紙を使用しています。